

新宿区教育委員会会議録

令和元年第12回定例会

令和元年12月6日

新宿区教育委員会

令和元年第12回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和元年12月6日(金)

開会 午後 3時30分

閉会 午後 4時31分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	今 野 雅 裕
委 員	古 笛 恵 子	委 員	星 野 洋
委 員	菊 田 史 子	委 員	羽 原 清 雅

説明のため出席した者の職氏名

次 長	村 上 道 明	中央図書館長	佐 藤 之 哉
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育指導課長	長 田 和 義
教育支援課長	内 野 桂 子	学校運営課長	菊 島 茂 雄
主任指導主事	小 林 力	統括指導主事	坂 元 竜 二
統括指導主事	波多江 誠	文化観光課長	小 泉 栄 一

書記

教 育 調 整 課 査 平 明 生	教 育 調 整 課 係 勝 山 雄 太
-------------------	---------------------

議事日程

議案

日程第1 第65号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

報告

- 1 平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
について
- 2 第21期新宿区社会教育委員の会議「報告」について
- 3 新宿区文化財調査員の委嘱について
- 4 令和元年度新宿区夏目漱石コンクールの実績報告について
- 5 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、令和元年新宿区教育委員会第12回定例会を開会いたします。

本日の会議には、全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、今野委員にお願いいたします。

◆ 報告3 新宿区文化財調査員の委嘱について

◆ 報告4 令和元年度新宿区夏目漱石コンクールの実績報告について

○教育長 本日は「新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」第3条により、補助執行している事務についての説明を受けるため、文化観光産業部文化観光課長に出席していただいております。

本日の進行につきましては、議事に入る前に、初めに報告3及び報告4について、一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○文化観光課長 それでは、報告を2点させていただきます。

1点目が報告3、新宿区文化財調査員の委嘱についてです。文化財の保護及び活用に関しまして、教育委員会から文化財保護審議会に諮問されました事項について、基礎的調査に当たるために、第19期の文化財調査員を委嘱いたしましたので、報告させていただきます。

記書き以下でございます。1の設置の根拠ですけれども、記載のとおりです。2の定数は10名、3の委嘱期間は令和元年10月1日から令和3年9月30日までの2年間でございます。4の委嘱理由は第18期の任期が本年9月30日をもって満了となったためでございます。

次に、5の第19期文化財調査員名簿です。読み上げさせていただきます。

まず、石神裕之委員、専門分野は考古学、歴史考古学。現職は京都造形芸術大学芸術学部准教授、委嘱期間が今期で6期目となります。

井上裕一委員。考古学、日本考古学。早稲田大学文化振興部文化企画課考古資料館調査役、9期目となります。

大木真徳委員。歴史学、社会教育学・博物館学。青山学院大学教育人間学部特別研究員、2期目となります。

加藤弘子委員。美術史学、絵画史。都留文科大学文学部非常勤講師、新任でございます。

岸本昌良委員。民俗学、日本民俗学。日本大学文理学部非常勤講師、2期目でございます。

小林裕子委員。美術史学、彫刻史。京都橘大学文学部教授、5期目となります。

関根仁委員。歴史学、日本近代史。公益財団法人渋沢栄一記念財団渋沢資料館学芸員、新任でございます。

西脇康委員。歴史学、日本近世史。東京大学史料編纂所前近代日本史情報国際センター学術支援専門職員、9期目となります。

廣瀬良文委員。歴史学、仏教史。駒澤大学仏教学部非常勤講師、4期目となります。

山岸吉弘委員。建築史学、日本建築史。日本大学工学部専任講師、6期目となります。

報告3の説明は、以上となります。

続きまして、報告4について御説明いたします。

令和元年度新宿区夏目漱石コンクールの実績報告についてです。

資料をごらんください。記書き以下でございます。

1のコンクール概要です。1点目として読書感想文コンクール「わたしの漱石、わたしの一行」【中学生の部・高校生の部】、2点目として絵画コンクール「どんな夢を見た？あなたの「夢十夜」」【小学生低学年（1・2・3年生）の部・高学年（4・5・6年生）の部】となつてございます。

3点目の実施時期でございますが、本年6月24日から9月13日に募集をかけまして、10月、11月の2カ月で審査、12月14日に表彰式を行います。

2の応募状況です。（1）読書感想文は1,972点。中学生が21校857点、高校生が25校1,115点でございます。うち、区立中学校が6校279点で、全体の32.5%でございます。

（2）の絵画でございますが、こちらは849点。小学生低学年が67校607点、小学生高学年が44校242点の応募がございました。うち、区立小学校の低学年について、申し訳ございませんが、こちらの数字を訂正させていただきます。正しくは25校431点でございます。また、小学校の高学年、こちらは19校173点となっておりますが、21校174点となります。申しわけございません、訂正させていただきます。こちらの絵画については、応募総数の71.3%が区立の学校からとなります。

3の審査でございます。（1）審査委員ですが、作家の森まゆみ氏が審査委員長になってございます。審査委員につきましては記載の委員の方々と、吉住区長と酒井教育長も委員となつてございます。

（2）読書感想文の審査結果でございます。中学生の部が最優秀賞1点、優秀賞（後援企

業・大学賞含む) 5点、佳作9点、高校生につきましても、同数の受賞でございました。

(3) 絵画審査結果でございます。小学生低学年は最優秀賞1点、優秀賞5点、佳作が16点、小学生高学年は最優秀賞1点、優秀賞5点で、これについて低学年と同じですけれども、佳作については12点でございました。

4の表彰でございます。各部門の最優秀賞と優秀賞について、12月14日の土曜日となりますが、漱石山房記念館の館内で表彰式を行います。受賞者には副賞として図書カードを贈呈いたします。金額は最優秀賞が1万円、優秀賞(後援企業・大学賞含む)は5,000円、佳作は1,000円となります。また、受賞作品をまとめた作品集を作成いたしまして、同日、配付を行います。

佳作の方々につきましては、表彰状と副賞、作品集を、後日、区から発送いたします。また、参加者全員に、参加賞として、コンクールのクリアファイルを送付する予定でございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

まず、報告3について、御質疑等がございましたら、お願いいたします。

これには京都の方などがいらっしゃるけれども、関係する案件があるときにだけお出でいただくということになるんですか。

○文化観光課長 こちら、毎月開催をしております、委員の皆様につきましては、毎回全員にご出席をしていただいております。

○教育長 他に御質疑がないようでしたら、次に報告4について、御質問等ございますでしょうか。

応募点数は昨年と比べて、どうなんでしょうか。

○文化観光課長 読書感想文については、昨年度は2,429点だったんですけれども、少なくなりました。1校、数百点来ていた学校があったのですが、そちらが今回は1点という応募状況になりまして、そのような事情もあるという話を聞いてございます。

また、絵画につきましては、今年度は849点の応募がありました。前回は876点ですので、こちら、若干ではありますが、少なくなっております。

以上です。

○教育長 ほかに御質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

他に御意見・御質問がなければ、報告4の質疑を終了させていただきます。

ここで、文化観光課長にはご退席いただきます。ありがとうございました。

◎ 第65号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第65号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

第65号議案の説明を、教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第65号議案について御説明いたします。

お手元の議案概要をごらんください。

第65号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてです。

本件につきましては、第9回教育委員会臨時会にて付議させていただきました新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、4点ございます。1点目は、早出遅出勤務制度の導入に伴い、その利用に当たっての請求方法や請求事由、請求できるものなど、制度の細則を定めるものでございます。

2点目といたしましては、地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員が導入されることから、会計年度任用職員として従事した者が、引き続き、幼稚園教育職員として任用された場合の年次有給休暇の取り扱いについて定めるものです。

3点目は、臨時的任用職員として従事していた者が、引き続き臨時的任用職員として任用された場合や、任用期間が更新された場合の年次有給休暇の取り扱いについて定めるものでございます。

4点目は、引用条項を整理するほか、手続を整理するための文言整理を行うものでございます。

それでは、恐れ入りますが、新旧対照表をごらんください。

初めに、第8条の4といたしまして、新たに早出遅出勤務に関する規定を新設いたします。第1項では、早出遅出勤務制度の請求手続について定め、早出遅出勤務を希望する者は、一

月を単位として、希望する月の前月末までに請求を行うといった内容となっております。

第2項では、請求があった場合の任命権者の手続について、第3項では早出遅出勤務の請求があった後に、第1号から第5号、これは2ページ目まで続いていきますが、ここに定める事由が生じた場合には、当該請求がなかったものとみなす規定を定めるものでございます。

第4項は、早出遅出の勤務期間中に前項各号に定める事由が生じた場合には、早出遅出勤務をその時点で中止する規定を定めるものです。

第5項では、第3項各号に定める事由が発生した場合には、遅滞なく任命権者に届け出をしなければならない旨を定めているものです。

次に、第6項についてです。条例では早出遅出勤務制度を利用できる職員は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員と規則で定める場合には、小学校に就学している子のある職員でも利用できることとなっております。

本項では利用条件を定めるもので、具体的には放課後等デイサービス事業を行う施設、適用指導教室、通級学校等に通う子のいる職員も対象とすることを定めるものです。

次に、第7項から第11項まで、こちらは要介護者を介護する職員、妊娠中の女子職員、障害者である職員及び産業医が必要と認める者にも、この早出遅出勤務を利用することができるよう、それぞれ、読みかえ規定を定めるものでございます。

なお、障害者である職員と産業医が認める者につきましては、人事院の通知により、表現を、請求ではなく申し出というように示しておりましたので、それに倣い規定を整備しております。

第12項では、任命権者は職員に対し必要に応じて証明書等の提出を求めることができることを規定しております。

次に、第13条でございます。こちらは地方公務員法の改正に伴う改正となります。会計年度任用職員として従事していた者が、引き続き幼稚園教育職員になった場合については、別表第1に定める年次有給休暇の日数に、会計年度任用職員で付与されていた年次有給休暇の残日数を引き継ぐことができる規定を定めるものでございます。

恐れ入りますが、別表1については、この後御説明します。別表2については、ここには資料としてついておりません。本則についている箇所になりますので、御了承ください。

続きまして、第14条の2についてです。こちらも第13条と同様に、会計年度任用職員から引き続き幼稚園教育職員となった者が、当初から育児短時間勤務となる場合は、年次有給休暇の日数を、別表第2の2に定める日数とし、それまで会計年度任用職員で付与されていた

年次有給休暇の残日数を引き継ぐことができる規定を定めるものでございます。

次に、第15条の改正についてです。こちらは臨時的任用職員に関する規定の改正となります。現行では臨時的任用職員は年次有給休暇を引き継ぐことはできませんでしたが、臨時的任用職員の任用が厳格化され、常勤職員に準ずるものとなるため、臨時的任用職員においても年次有給休暇を引き継ぐことができる規定を定めるものです。

なお、第15条の2項では、同一年度内における年次有給休暇の引き継ぎについて、第3項では、次年度に20日を限度に引き継ぐことができる規定を設けるものでございます。

次に7ページ、第16条の改正についてです。こちらは第4項で地方公務員法が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行います。

次の8ページ、第30条及び第30条の2では、申請に当たって手続を整理することとなったため、規定の整備を行うものです。

次に、様式です。様式は第1号におきましては工業標準化法が改正されまして、この様式の最後、裏面の一番下のほうに括弧書きで記載がございますが、日本工業規格の名称が日本産業規格に改められましたので、その改正を行うものでございます。様式第5の3から様式第5の6までは、早出遅出勤務制度に係る請求書等の様式を新たに新設したものでございます。

最後に、附則です。8ページにお戻りいただきまして、まず、施行期日につきましては令和2年10月1日から施行するものとし、会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関する規定につきましては、令和2年4月1日から施行し、そのほかの改正につきましては、公布の日から施行するものでございます。

それでは、議案書の1枚目にお戻りいただきまして、第65号議案の提案理由ですが、新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

説明は以上となります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

御質問等ありましたら、お願いいたします。

では私から、第8条の4第2項に関してです。この第8条の4の早出遅出の申し出は、妊娠をした者、それから、身体に障害がある者も申し出ることができますけれども、その場合でも、第8条の4第2項は適用されるのでしょうか。

つまり、申し出があった場合でも、職務上支障があるような場合には、前日までにその旨を通知するという、この条項は適用されるのでしょうか。

○教育調整課長 任命権者の手続に関する項目でございますが、適用はされます。

○教育長 わかりました。

ほかに何か御質問等、ございますでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

[発言する者なし]

○教育長 他に御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第65号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第65号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告 1 平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

◆ 報告 2 第21期新宿区社会教育委員の会議「報告」について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1及び報告2について、一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、報告1、平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について、報告をさせていただきます。

令和元年10月17日に文部科学省が平成30年度の「問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を公表いたしました。本日は平成30年度における新宿区立学校の児童・生徒の状況について御報告させていただきます。

それでは、資料をごらんください。

初めに、暴力行為です。小学校では59件、14校、関係児童数は29名という状況でございました。中学校では40件、8校、関係生徒は40名という状況でございました。暴力行為の内訳としましては、対教師暴力が小学校が6校、11件発生し、中学校では3校で5件発生しておりました。対生徒間暴力は小学校で10校、41件、中学校では7校で32件という状況でございました。小学校では特定の児童の行為が繰り返されるケースもあり、学校全体での体制を組

んで対応しているというような状況もございました。

また、中学校の暴力行為の件数につきましては、前年度とほぼ同様の水準となっておりますが、学校では生徒が落ち着いた学校生活を送れるようなさまざまな取組を、あわせて進めているところでございます。

暴力行為につきましては、これまでも保護者や関係機関と連携した個別指導や支援を、学校問題支援室と連携しながら実施してまいりました。また、児童・生徒が自分の感情をコントロールする力を育成するため、教員の対応力を高めるための教育相談研修会や、生活指導主任会での教員相互の情報交換や研修を進めてきましたが、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、不登校についてです。不登校児童・生徒の件数ですが、小学校は43人、中学校は116人という状況でした。いずれも、前年度に比べ増加しております。区立学校の不登校出現率は、小学校が0.42%から0.47%へ増加し、中学校は3.47%から4.41%に上昇しております。不登校の本人に係る要因について見てみますと、不安の傾向があるというものが、小学校は12件、中学校は30件でした。また、学校における人間関係に課題を抱えているというものが、小学校は11件、中学校は34件と、多くを示しておりました。

「不安の傾向がある」というものは、登校の意思はあるが漠然とした不安を覚え登校できない、しないといった事例が該当いたします。「不安の傾向がある」の内容としましては、小学校では家庭に係るもの、また、学業の不振というものも出ておりました。中学校はいじめを除く人間関係、入学、編入学、進級時の不適用、家庭に係るもの、さらには学業の不振というものが多い順番となっております。

学校では年3回の児童・生徒を対象にする、ふれあい月間のアンケートや、年2回の実施するハイパーQ Uなどの分析結果を活用しながら、学校生活への満足度の低い児童・生徒への早期の対応、また、保護者との面談やスクールカウンセラーとの相談など、家庭との連携にも努めてきております。このことにつきましては、継続して取り組んでまいりたいと考えております。

また、不登校児童・生徒の学年別の内訳につきましては、下の(2)のところでお示しをさせていただきました。平成30年度につきましては、小学校4年生と中学校1年生の段階での増加が見られました。それぞれ、一定数は解消しておりますが、新たな不登校児童・生徒が出てきているという状況でした。

今年度も小・中連携の日を設定し、小学校と中学校の教員が授業公開や協議会を通して相

互理解を図り、円滑な接続と連携の取組を進めているところですが、今後も小・中連携の取組を推進するとともに、情報を共有することで、不登校の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

また、この資料にはございませんが、教育センターにございます、つくし教室、適応指導教室の状況について触れさせていただきたいと思っております。11月末の時点で、小学生3名、中学生が9名、入室している状況です。また、小学生1名と中学生10名が入級に向けて、体験として、今、相談を進めているという状況がございます。今後も、つくし教室が児童・生徒の居場所となるとともに、在籍校との連携が進み、学びが充実していくよう取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、いじめについてです。いじめの認知件数は小学校で987件、中学校が59件でした。いじめの認知件数は、軽微ないじめも見逃さないことが徹底された結果と捉えております。新宿区では、これまでもいじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に課題があるという捉え方をしないことなどの説明を学校にしてまいりました。いじめの認知件数がふえたことは、早期発見につながるものと捉えております。

いじめの対応については複数回答で回答いただいておりますが、小学校・中学校ともに、最も多かったのが、冷やかしやからかい等の言葉によるもの、悪口というものです。こちらは、小学校では540件、中学校では37件が該当しておりました。

また、全職員がいじめの定義を正しく理解し、軽微ないじめを見逃すことなく、早期に介入し、対応していくこと。そして、子どもたちがいじめ問題の解決に向けてみずから考え話し合い、行動ができるようになるための指導を、各学校で工夫して、今、取り組んでいるところです。

今月予定されておりますが、生徒会役員交流会におけるテーマとしても、引き続き、いじめをテーマに話し合う取組を進めてまいりたいと考えております。

いじめの発見のきっかけですが、小学校はアンケート調査などの学校の取組が最も多く、570件でした。次は学級担任の発見で232件、さらには、当該生徒・児童の保護者からの訴えというものが76件、本人からの訴えが70件という状況でした。

中学校は、一番多かったのが本人からの訴えで19件、それから当該生徒の保護者からの訴えが18件でした。アンケート調査など、学校の取組と学級担任の発見は、それぞれ6件と続く状況でした。各学校では、担任を初め学校にかかわる全てのスタッフが協力し、児童・生徒の気になる行動などについて、見守りをしております。さらにはスクールカウンセラーに

よる小学校5年生、中学校1年生を対象とした全員面接、年3回実施するふれあい月間のアンケート、そして、ハイパーQUの調査など、いじめの兆候を見逃さない取組を、今後も続けてまいりたいと考えております。

また、長期休業明けに実施します、気になる児童・生徒の報告等も用いながら、いじめを発見した際には、学校問題支援室と具体的な聞き取りや解決に向けての配慮事項などを確認し、連携をとって、解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

いじめの解消件数ですが、年度末時点で、小学校は851件、中学校は43件でした。いじめについては、一旦、解消したと思われても繰り返す可能性もありますので、学校には引き続き、注意深く観察するよう指導しております。

児童・生徒の問題行動については、学校だけの取組では解決が困難な事例も少なくございません。教育委員会を初め、家庭や関係機関との連携の重要性が、一層、増しております。今後も、子ども家庭支援センター、警察、児童相談所など関係機関やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどとの円滑な連携を進めることで、課題の解決に努めてまいりたいと考えております。

報告は以上となります。

○教育支援課長 それでは、報告2、第21期新宿区社会教育委員の会議から報告をいただきましたので、その概要について、御説明させていただきます。

今期は、平成29年12月6日から令和元年12月5日の2年間となりまして、テーマは「地域協働学校における協働の輪を広げるために諸施策について」でございます。

それでは、報告書の1ページをお開きください。テーマ設定の趣旨ですが、平成29年度に全校が地域協働学校となり、今後の地域協働学校の活動を促進するためには、さまざまな団体や地域の方と連携を図りながら協働していくことが大切であるとの認識に基づき、審議を行ったものでございます。ここでは、特に地域協働学校での活動が期待される町会・自治会、PTA、大学・企業等地域資源の3つに焦点を当てて、審議を進めたところでございます。

それでは、5ページをお開きください。まず初めに、町会・自治会との協働についてです。町会・自治会との協働は、子どもたちが地域と接点を持ち、地域への愛着を育むことにもつながるものであり、子どもたちの成長にとって大きな意義があるとの認識に立った上で、防犯・防災活動の連携を促進する方策を掲げています。

近年、子どもたちの安全を脅かす事件が頻発していることを受け、地域協働学校が、町会・自治会と連携して防犯パトロールなどを協働で行い、安全確保の充実を図ることや、子

子どもたちが地域を歩き、町会や自治会、地区青少年育成委員会などの地域の方にお話を伺いながら、地域の防犯マップや防災マップを作成するために、組織的なつながりとして、町会・自治会と連携していく必要性を掲げています。

6ページをおめくりいただきまして、地域の防災イベント、こういったものに子どもたちが積極的に参加できるよう、学校の特別活動に位置づける工夫なども上げられています。

次に、7ページをごらんください。2つ目の観点にあるPTAとの協働についてです。地域協働学校がPTAと連携していくことは、双方にとって活動の効果的かつ効率的な運営につながるとの認識に立って、方策をまとめています。現在はPTAに対する考え方が多様化し、また、活動の負担軽減を求める声も聞くところですので、PTAが円滑に活動を行うためには、行政などから、学校や地域の実情を踏まえたPTA活動への支援の必要性が上げられています。事業者に対して従業員がPTA活動に参加しやすいよう、ボランティア休暇などの制度を創設するよう、社会的な働きかけを促進していくことなどを提言しています。

続いて、8ページの(2)の家庭教育への支援についてです。地域協働学校が広く地域住民を対象として家庭教育講座を開催している具体的事例を挙げ、地域協働学校が地域の家庭教育を支援していく意義を掲げています。また、地域協働学校がPTAと関係の深い地区青少年育成委員会と協働しながら、地域において子どもたちの健全育成を図る活動が展開していくことの期待も上げられています。

続いて、3点目の観点、大学・企業等地域資源との協働についてです。ここでは地域におけるさまざまな教育的資源との協働を掲げています。大学生などのボランティア活動については、学生自身にとっても、キャリア形成や自身の成長にとって有益な活動であり、新宿区には専修学校も多いことから、積極的にアウトリーチを行い、大学や専修学校で地域協働学校の活動を紹介し、学生に関心を持ってもらう機会を創出していくことを提言しています。

10ページの企業等との協働については、現在、企業が地域協働学校の一員として活動している事例を紹介しています。今後、取組を展開していくに当たっては、学校が求める支援や活動内容を明確に発信するとともに、企業のCSRの活動内容についても、しっかり情報収集していく必要性が上げられています。

以上の3つの観点での審議を踏まえ、協働を促進していくために必要な視点が、11ページの協働の促進に向けて、でまとめております。1点目は活動の継続です。地域協働学校の活動を継続していくためには、活動内容を次年度にしっかり引き継ぐことで、地域との関係性を保っていくことが大切であること、また、ボランティア活動の内容を明確にすることで、

参加された方が活動しやすい、また、協力したいと思えるようなボランティア環境の整備を提言しています。

2点目は12ページになりますが、子どもたちの課題の共有です。子どもたちが抱える課題について大人も一緒になって共有し、子どもたち自身の参画を得ながら解決や実現に向けたアプローチを行っていくことは、顔の見える関係性の構築にとどまらず、子どもたちの主体性の発揮に繋がるものとしています。

3点目は、活動の担い手の確保です。学校が地域に求める活動と、企業が提供したいと考えている社会貢献活動を集約して、相互のマッチングを進めていく取組を促進していく必要性が上げられています。地域協働学校の運営協議会の委員や学校関係者がさまざまな機会に地域協働学校の活動紹介を行い、地域協働学校の認知度を高めていくこともあわせて行っていくことが、より効果的であると提言しています。

雑駁ですが、報告書の説明は以上になります。

今後、この報告書を各学校の地域協働学校運営協議会やスクールコーディネーターなど、学校にかかわる方へ広く周知し、提言いただいた取組を着実に進めることで、地域において地域協働学校を支える人が増え、子どもたちの健やかな成長を育む環境づくりにつながるよう取り組んでまいります。

報告は以上となります。

○教育長 説明が終わりました。

順次、御意見、御質問をお受けしたいと思います。

報告1について、御意見、御質問があれば、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○今野委員 いじめの認知件数についてです。御説明がありましたように、認知件数については、前は消極的に、少ないほうがいいという感じだったと思うんですけども、課長の御説明にもありましたように、むしろ、教師の力量をあらわす数値でもあって、積極的に認知できなければならないということで、数が多くなることは、むしろ、好ましいと言うことが適切か分かりませんが、マイナスのことではないということで、教師が早目に認知ができるという意味では、いい面もあるんじゃないかと思うんです。

ですので、認知件数が多くても、解消したという数が多ければいいわけです。まだ取り組み中という数が比較的多いので、ここについて、ぜひ、いろいろ難しいこともあるかと思えますけれども、注力していただくといいなと思います。今後、そこに成果があらわれてくる

んだろうなと思ってお話を伺いました。

以上です。

○**教育長** ありがとうございます。

ほかに、何かございますでしょうか。

今野委員のお話についてですが、まだ、解決に取り組んでいるものの件数が結構多いんだけれども、小学校が987件という、仮に1人1件として、児童9人に1件。被害者、加害者が1対1だとすると、4.5人に1人、いじめにかかわっているという話になるんですね。

4.5人に1人が被害者、加害者というのは、全国的に見てどうなんでしょうか。

○**教育指導課長** 以前、国において、いじめに関して6年間追跡した調査というものがありますが、その中では、6年間でいじめを経験していないのは、全体の1割であったという報告がございます。いじめられていた者が、状況が変わってくると、いじめる側が変わったりというような場合も報告されており、比較的多くの子どもが、このいじめというものにかかわっているという現状が報告されたケースもございます。

○**今野委員** いじめの定義がとにかくすごく広がって、された側が、痛みがあったと訴えれば、もう全ていじめになってしまうような状況です。かつては、いじめは学校の中の特定の人間関係の中で、強い者が弱い者を恒常的に…などと、結構しっかりとした定義の中に入っていましたけれども、その定義もどんどん緩やかになって、昔に比べるとちょっとしたことが全ていじめになってしまいますので、件数が多くなってしまいうのでは、そういう面においてはしようがないのかと思うんですけれどもね。

○**教育指導課長** ただ今、今野委員からもございましたように、この解消に向けて取り組み中というところの数字ですけれども、どうしても、統計をとる段階では、年度末の状態という形でとらせていただきますので、その段階では学年をまたぐ、年度をまたぐというものが、件数としては少なからず残ってしまうということ。また、先ほど御説明をさせていただいたところですが、いじめは、一旦解消されたと見えても、本当に解消しているかどうかということを見極める必要があるという点もございます。ですので、本当に解消したという状態には至っていないというような場合には、この解消に向けて取り組むというところに該当すると、学校からは回答してきておりますので、そうした数がどうしても反映されてしまうのではないかと捉えております。

○**教育長** ほかに、御意見、御質問はありますか。

○**菊田委員** 不登校のお話ですけれども、先ほどの教育指導課長の御説明の中で、不登校の理

由の中に、学業不振で不登校になるというお話がありました。昨年も私は申し上げたと思うんですが、学業不振で不登校になるということが報告として上がってくるということ自体が、私はどうしても納得がいきませんね。学業不振で不登校にさせるまで、学校が放っておいてはいけないだろうと、市民的な感情として思うわけです。

これについては、先ほどの総合教育会議でも話題になりましたけれども、やはり、個に対する指導を拡充させていく必要があるのかなと思いますので、ぜひ、教育委員会事務局も十分なバックアップをしながら、こうしたお子さんを救い出せるように、それから、こうしたお子さんを出さない努力をしていただけるようお願いをしたいと思います。一度、不登校になってしまうと、そのことですでに心に傷を負ってしまいますので、心に傷を負わない段階で救ってあげられるように、ぜひ、御努力をお願いしたいと思います。

○教育指導課長 学業不振という要因についてですが、実際の調査では、複数回答になっております。ですので、資料では学業不振のみを原因として不登校になったのか、他の要因もあわせてなのかという点については、検証してみないとわからない部分もございますが、多くのが複数回答ですので、この学業不振も含めて、他の要素と組み合わせた中での要因と捉えられるのではないかと考えております。

いずれにしましても、学業不振も含めて、自分の自尊感情といいたいでしょうか、「自分ではできないんじゃないか」というような感情が引き金になっているところがあると思います。こうした点については、丁寧にフォローアップしていく必要があると思いますので、今後、個別の対応ということについても、十分充実していくよう取り組んでまいりたいと思います。

○教育長 ほかに、穂意見・御質問はよろしいでしょうか。

○古笛委員 いじめの問題ですけれども、先ほど、今野委員からもお話があったとおり、いじめの定義が変わってきていますよね。私たちが子どもの頃からはずいぶん変わってきていて、嫌な思いをしたらそれはいじめだということになっているので、件数が多いこと自体は特に問題とはならないんだと思います。個別の案件については、子どもたちに一過性のエピソードといいたいでしょうか、後になって、そんなこともあったと、尾を引かないような形での御対応をいただけるように、ぜひ、現場のほうで御努力をいただきたいと思います。また、いじめにせよ体罰にせよ、昔と今とでは認識がかなり変わってきているので、親御さんに対しても周知していくことが大切だと思います。いじめは嫌な思いをしたらいじめなんだと、それから体罰についても、昭和の時代ではしつけと呼んでいたものが、今は体罰であるということ、大分変わってきているということ、親御さんのほうにもお知らせいただくよう

な役割を、学校が務めていただけたらなと思いました。

○**教育指導課長** 学校ではふれあい月間にアンケートをとる際、各家庭にも、このふれあい月間の意味合いというものを伝えさせていただいておりまして、その中で、教員の体罰も含めて、そのようなことはあってはならないというメッセージも含めて出しておりますので、今後もそのような家庭への働きかけを続けてまいりたいと思います。

○**教育長** ほかに御質問など、よろしいでしょうか。

菊田委員の御指摘については、ある意味、教育活動そのものが不登校をつくってしまっているということの重さを教育委員会全体で捉えて、できるだけ努力をしていきたいと思います。ということだと思いますので、そうした視点からも、引き続き取組をよろしくお願いします。

他に御意見・御質問がなければ、報告1の質疑を終了します。

次に、続いて報告2について、御意見、御質問はございますでしょうか。

私から、9ページについて質問させてください。学生のボランティア活動ということで連携している大学は、ここに早稲田大学、目白大学、学習院女子大学、日本女子大学の4大学とありますが、この4校が、何をきっかけに教育委員会と連携をしてくれているのか、整理されているのでしょうか。

○**教育支援課長** 現在、この4大学からは教育ボランティアやスクールスタッフとして学生の受入れを行っており、配慮を必要とする児童・生徒への学習指導補助やメンタルサポート、また、放課後の学習支援などにご協力をいただいています。きっかけとしては、大学側から、フィールドワークの実習の一環や、教員養成課程の設置に伴い、学生に教育現場を経験させる目的などにより、学生ボランティアの受入についてご要望をいただいたことなどによります。また、学習院女子大学については、西早稲田中学校と隣接している関係で、学校のスクールスタッフとして学生が中学校でのボランティア活動に参加してきた経緯もございます。

○**羽原委員** その関連で、本当に地域協働学校の取組が、地域と血の通う交流に繋がっているのか、それとも形式的にやっているというパフォーマンスにとどまっているのか。やっているという割には、地域協働学校のことはよく知らないというデータもある。こういう文章で見ると、非常に立派に活動しているように思えるし、こういう役所の文章は、いい面をアピールする、これはわかりますよ。わざわざ悪い面をアピールする人は少ないですからね。

しかし、何が課題であるか、どうしたらいいか、どういう共有財産にするかというところをアピールしないといかん。学校のホームページなんかを見ていると、どうも学校が一方向的に説明しているだけで、いわゆる、地域協働学校の人たちが積極的に動いているとか、学校

側が言っている額面どおりの実態になっているかということ、すっきりと腑に落ちないようなところがあって、そのところを、形式を整える文章ではなく、実態をつかまえるようなことをもうちょっと知らせてもらいたいんですけどもね。

○教育支援課長 ただ今、羽原委員がおっしゃいましたように、地域協働学校の認知度が高くはない、知られていないというところは、依然として、大きな課題だと認識しています。特に、地域の方々にまず知っていただくところから、丁寧に取り組をしていかななくてはならないと思っています。今月、12月20日の金曜日に、まず、早稲田小学校で地域の町会長さんにお越しいただきまして、地域協働学校の活動を地域の方に知っていただくために連絡会を開催しまして、地域の方が無理なくできる活動を一緒に考えて、できるところは協力していただけるような、そんな取組をモデルとして行う予定です。その機会に地域の方から色々なお話を伺って、今後の展開についての課題も浮き彫りにしながら、地域に根差した活動を行っていきけるように考えていきたいと思っています。

○羽原委員 早稲田小学校のそういった例は、サンプルとしては、モデルケースとしては非常にいいですよ。だけれども、どういうふうにそういったつながりができたかということ、各学校の地域協働学校で共有したり、自分のところも体现してみようとか、そういう広がりがないと共有にならないわけです。後ろのほうに掲載している各事例、こういうものを共有して、自分のところもこうやったら何とかなるかな、という実感を持った経営・運営ができるようにならないと、幾ら言葉づらでよくても、本当かい、というのが僕のイメージで、ホームページを見て「へえ」と感心することはほとんどない。校長先生がとりあえずうまく書いているね、という程度で、血がにじんんでいるような感じがしない。

各校のホームページを見ていると、形式論の美辞麗句が並んでいて、一方的な感じですので、そのところ、ぜひ血を投入してほしいと思います。

○教育長 では、よろしくをお願いします。

それでは、ほかになければ、報告1、2について質疑、応答を終了させていただきます。

◆ 報告5 その他

○教育長 次に、その他ですが、事務局から何か報告事項はありますか。

○教育調整課長 特にございませぬ。

○教育長 それでは以上で、報告事項を終了させていただきますけれども、最後に、菊田委員から一言、御挨拶をいただきたいと思いますので、菊田委員、よろしくお願ひいたします。

○菊田委員 明日の任期満了をもちまして、教育委員会を離れることになりました。4年前に教育委員会に来ましたときには、まだまだ何もわからないような状態でしたけれども、何しろ、この教育委員会も、そして、事務局の皆さんも、子どもたちのためによく議論をして、労を惜しまずに本当によく働く部署だなというふうに思っています。そして、その皆さんと御一緒させていただいて、4年間、充実した時間を過ごさせていただいたことを、本当に、心から光栄に思っています。

今後の教育委員会のますますの御努力、御発展と、そして何より、新宿の子どもたちのニーズに合った学びが叶うように、そして、子どもたちが幸せになりますように祈りまして、私の御挨拶とかえさせていただきたいと思います。

どうも、ありがとうございました。（拍手）

◎ 閉 会

○教育長 それでは、本日の教育委員会はこれにて終了させていただきます。

ありがとうございました。

午後 4時31分閉会